

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
和光市南一丁目五二六八番一地先		区 間
一〇・一〇〇 一・二・三	一〇・一〇〇 一・二・三	敷地の幅員 (メートル)
三・七八		延長 (メートル)
土地区画整理事業による。		備 考